

# 社会福祉法人新宮町社会福祉協議会役員の報酬 及び費用弁償に関する規程

昭和63年 3月30日 制定  
新宮町社会福祉協議会規程第2号

改正 平成 3年 3月28日 規程第2号  
改正 平成 8年 3月27日 規程第2号  
改正 平成13年 3月27日 規程第4号  
改正 平成23年 6月20日 規程第12号  
改正 平成30年 3月29日 規程第2号  
改正 平成 3年 9月30日 規程第3号  
改正 平成 9年 3月28日 規程第2号  
改正 平成17年 5月27日 規程第2号  
改正 平成29年5月29日 規程第3号

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宮町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、理事、監事の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

## (報酬)

第2条 理事及び監事の報酬の額は次のとおりとする。

種 別	報 酬
会 長	月額 75,000円
副 会 長	月額 30,000円
理 事	年額 20,000円
監 事	年額 20,000円

- 報酬を月額で定める者に対しては、毎月21日に、年額で定める者に対しては、当該年度末に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給することができる。
- 任期の満了、辞職、失職又は死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、その際支給する。
- 月額報酬を受ける者にかかる1月に満たない期間の報酬は日割り計算とし、年額報酬を受ける者にかかる1年に満たない期間の報酬は月割り計算によって支給する。
- 正当な理由がなく、当該年度に1回も招集に応じないとき、又は職務に従事しなかったときは、その者に報酬は支給しない。
- 常勤を要する公務員が役員等を兼ねるときは、常勤を要する公務員として受けるべき費用の弁償としての旅費のほかは支給しない。

## (費用弁償)

第3条 役員の費用弁償の額は、2,500円とする。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、理事については平成3年4月1日、会長については平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。